

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例施行規則

平成十一年七月二十三日

山梨県規則第四十三号

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例施行規則を次のように定める。
山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例(平成九年山梨県条例第三号。以下条例という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立リニア見学センターの指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第一三条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。

- 一 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が、体験学習施設を利用する場合 利用料金の全額

二 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校（次号において「小学校等」という。）の児童又は生徒が、土曜日に体験学習施設を利用する場合 利用料金の全額

三 県内の小学校等の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として体験学習施設を利用する場合 利用料金の全額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第二九号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第二十三項までの規定は、公布の日から施行する。

（山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例施行規則に関する経過措置）

- 23 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第五十七号）附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立リニア見学センターの管理に関し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第二十一条の規定による改正後の山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

附 則（平成二十五年規則第八号）

この規則は、山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成二十五年山梨県条例第二十七号）の施行の日から施行する。

別記様式(第2条関係)
(平17規則29・追加)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立リニア見学センターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。
